

『租税実務研究』執筆要領

租税実務研究会編集委員会

平成25年7月1日決定

令和2年11月15日改正

令和3年4月1日改正

1. 表紙

表紙には、論題、執筆者名、所属（大学教員の場合）または職業（税理士または公認会計士）を記載します。

2. 原稿の様式

応募原稿は、MS Word による横書きで、B5 版、縦 28 行×横 35 字=980 文字とし、余白は上 25mm、下 20mm、左・右 20mm をとります。原稿は、原則として刷り上がり 30 頁以内とします。ただし、編集委員会が妥当と認めた場合には、制限頁数を超えることができます。

日本語は MS 明朝、英語は Times New Roman とします。見出し、図、表の題目は MS ゴシック（太字）とします。漢字、ひらがな、カタカナ以外の文字（たとえば、数字、アルファベット）は半角にしてください。文字化けを避けるために、特殊なフォント文字は使用しないでください。フォントサイズ等は次のとおりです。

論題	14 ポイント	センタリング
執筆者名	11 ポイント	右寄せ
所属または職業	11 ポイント	右寄せ
要旨	10 ポイント	左寄せ
本文	11 ポイント	左寄せ
見出し	12 ポイント	左寄せ
注（文末）	10 ポイント	左寄せ

3. スタイル

本文の前に 500 字程度の要旨を記載してください。

本文の節、項等については、以下のようにしてください。

要旨

（1 行空き）

I 見出し

（1 行空き）

1. 見出し

(1) 見出し

本文

注

4. 表記

現代仮名遣い、当用漢字、新字体を使用してください。接続詞（および、ならびに、また、ただし等）についてはひらがなを、数字についてはアラビア数字を使ってください。なお、本文の句読点は、句点（。）と読点（、）とします。

5. 図表

図と表は必要最小限にとどめ、それぞれ通し番号（図1、図2・・・、表1、表2・・・）を図または表の上に付すとともに、簡単な見出しを付け、図または表の下に必ず出所を記載してください。

たとえば；菊谷正人『税制革命』税務経理協会、平成20年、10頁一部修正。

Alan Melville , *Taxation Finance Act 2012 Eighteenth edition* , Pearson Education Limited , 2013, p.45.

著者作成。

6. 引用注

注については、本文の末尾に一括して記載してください。なお、かかる注については本文の該当個所に(1)、(2)のようにルビ上ツキで示してください。

研究に引用した文献（著書、論文）は、次の様式で記載してください。

- ・和書：著者名『書名』出版社名、出版年、○頁。

たとえば；菊谷正人『税制革命』税務経理協会、平成20年、10頁。

菊谷正人＝依田俊伸『法人税法要説<新版>』同文館出版、平成20年、11－12頁。

菊谷正人＝前川邦生編著『租税法全説』同文館出版、平成13年、3－5頁および20頁。

- ・論文(和)：著者名「論文名」『雑誌名』第○巻第○号、出版年、○-○頁。

たとえば；菊谷正人「消費税法における問題」『経営志林』第43巻第1号、2006年、39頁。

菊谷正人「会計の変容と租税法」本庄資編『関連法領域の変容と租税法の対応』財経詳報社、平成20年、291－296頁。

菊谷正人＝内野正昭「リース取引関連税制の新展開」『税経通信』第62巻第4号、2007年、200－202頁。

- ・洋書：personal name family name, 書名(イタリック体), 出版社名, 出版年, p.○

たとえば；Alan Melville , *Taxation Finance Act 2012 Eighteenth edition* , Pearson Education Limited , 2013, pp.48－51.

John Tiley and Glen Loutzenhaiser, *Advanced Topics in Revenue Law : Corporation Tax ; International and European Tax ; Savings ; Charities*, Hart Publishing Ltd, 2013, pp.79 and 82－83.

James Mirrlees (ed.) *Dimensions of Tax Design*, Oxford University Press, 2010, p. 24.

- ・論文(洋) : personal name family name, “論文名,” 雑誌名 (イタリック体) , Vol.○, No. ○, 出版年,p.○.

たとえば; M. S. Andersen, “Governance by Green Tax : Implementing Clean Water Policies in Europe 1970-1990,” *Environmental Economics and Policy Studies*, Vol.2 No.1,1999,p.15.

Steven L. Henning and Shaw Wayne, “The Effect of the Tax Deductibility of Goodwill on Purchase Price Allocation,” *The Journal of the American Taxation Association*, Vol.22 No.1, 2000,pp.18-20.

James L. Pierce and Jared J. Enzler, “The Implication for Economic Stability of Indexing the Individual Income Tax,” in: Henry J. Aaron(ed.) *Inflation and Income Tax*, *The Brookings Institution*,1976,p.175.

- ・前掲著書・論文 : 著者名、前掲注 (番号) 、○頁。

personal name family name, op. cit. (number) , p.○.

たとえば ; 菊谷正人、前掲注 (5) 、10 頁。

菊谷正人=依田俊伸、前掲注 (17) 、11-12 頁。

Alan Melville , op. cit. (6) , pp.48-51.

John Tiley and Glen Loutzenhaiser, op .cit .(18) , pp.79 and 82-83.

7. 裁判例・判例集等の記載方法

裁判所名は、地名に続けて (最高裁の地名は不要) 以下のように略して記載し、これに続けて判断の種類 (判決は「判」、決定は「決」) を記載し、続けて和暦で年月日を書く。

たとえば ; 東京地判令和 2 年 3 月 10 日

地方裁判所→「地裁」

高等裁判所→「高裁」

最高裁判所大法廷→「最大」

最高裁判所第一小法廷→「最一小」

なお、これに続けて、判決の特定のために判例集等の出典を明示することが多いが、その場合の判例集の記載には参考文献としての意味は希薄であるため、雑誌の出典記載方法とは異なる。上記の記載に続けて、判例集の略称および巻号数と最初の頁を記載する。

たとえば ; 最判平成 24 年 3 月 28 日民集 66 卷 5 号 2344 頁

最決平成 2 年 11 月 20 日刑集 44 卷 8 号 837 頁

山口地下関支判昭和 63 年 3 月 15 日判時 1292 号 146 頁

公取委審判審決平成 19 年 2 月 14 日審決集 53 卷 682 頁

国税不服審判所裁決昭和 56 年 10 月 14 日裁決事例集 23 集 154 頁

上記のように、裁判所に支部がある場合には支部名を付して「支」を記載する。また、裁決や審決は上記のように略さず記載する。

判例集の略称一覧は、末尾に記載する。

なお、判例集に掲載されていない裁判例については、「公刊物未登載」とした上で、事件番号を引用して括弧で括る。事件番号の「第」は不要。なお、裁判所 HP から閲覧可能な場合には、「公刊物未登載」とはせず、「裁判所ウェブサイト」と記載する。また、各種データベースに掲載されている場合で、当該データベースにおける文献番号がわかる場合には、「公刊物未登載」および事件番号の代わりに、データベース名に続けて文献番号を記載する。

たとえば；最決平成 15 年 2 月 27 日公刊物未登載（平成 14 年（オ）1035 号）。
東京地判平成 23 年 10 月 31 日裁判所ウェブサイト（平成 21 年（ワ）31190 号）。

大阪地判平成 23 年 10 月 25 日（LEX/DB 25443936）。

東京地判平成 19 年 4 月 27 日（Westlaw Japan 2007WLJPCA04278012）

東京地判令和 2 年 1 月 30 日（D1-Law 28281809）

8. 略語・略称

文章末等における（引用条文）は、下記の略語を用います。

法人税法第 22 条第 3 項第 3 号 →（法法 22③三）
所得税法第 33 条第 2 項 →（所法 33②）
租税特別措置法第 56 条の 4 第 6 項第 2 号 →（措法 56 の 4⑥二）
消費税法施行令第 16 条第 2 項 →（消令 16②）
相続税法施行令第 4 条の 5 →（相令 4 の 5）
地方税法施行令第 35 条の 19 →（地令 35 の 19）
法人税法施行規則第 8 条の 6 第 1 項第 1 号 →（法規 8 の 6①一）
国税通則法施行規則第 4 条第 3 項 →（通規 4③）
減価償却資産の耐用年数等に関する省令第 3 条 →（耐令 3）
法人税基本通達 2-1-1 →法基通 2-1-1
所得税基本通達 36-4 →所基通 36-4
消費税法基本通達 9-5-1 →消基通 9-5-1
相続税法基本通達 19 の 2-8 →相基通 19 の 2-8
財産評価基本通達 11 →財基通 11
租税特別措置法関係通達（法人税編）42 の 3 の 2-1 →措通 42 の 3 の 2-1

なお、本文中では「法人税法第 24 条第 1 項第 2 号によれば」というように、フルで条文名を書きます。ただし、法律名が長い場合には、以下のように本文中において略称を使用することは差し支えありません。

租税特別措置法 → 措置法

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 → 災害減免法

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
→ 震災特例法

ただし、初出しの際に、略称を使用することを明示してください。

たとえば；……租税特別措置法（以下、措置法と略す。）第30条によれば、…。

「公的判例集」および「商業誌等の判例集」の略称は、下記のとおりにします。

「公的判例集」

たとえば；大審院民事判決録→「民録」
大審院刑事判決録→「刑録」
大審院民事判例集→「民集」
大審院刑事判例集→「刑集」
行政裁判所判決録→「行録」
最高裁判所民事判例集→「民集」
最高裁判所刑事判例集→「刑集」
最高裁判所裁判集民事→「裁判集民」
最高裁判所裁判集刑事→「裁判集刑」
高等裁判所民事判例集→「高民集」
高等裁判所刑事判例集→「高刑集」
下級裁判所民事裁判例集→「下民集」
下級裁判所刑事裁判例集→「下刑集」
刑事裁判月報→「刑月」
家庭裁判所月報→「家月」
行政事件裁判例集→「行裁例集」
裁判所時報→「裁時」
訟務月報→「訟月」
税務訴訟資料→「税資」

「商業誌等の判例集」

たとえば；ジュリスト→「ジュリ」
旬刊商事法務→「商事」
判例時報→「判時」
判例タイムズ→「判タ」
判例地方自治→「判自」
判例評論→「判評」
法律新聞→「新聞」
民商法雑誌→「民商」
自由と正義→「自正」
労働判例→「労判」
金融・商事判例→「金判」
旬刊金融法務事情→「金法」
警察研究→「警研」
交通事故民事裁判例集→「交民」

自治研究→「自治」
私法判例リマークス→「リマークス」

上記以外の判例集は、法律編集者懇話会・特定非営利活動法人法教育支援センター編纂『法律文献等の出典の表示方法 [2014年版]』
<https://houkyouikushien.or.jp/katsudo/pdf/houritubunken2014a.pdf> を参照してください。

9. その他

書式の統一を図るため、文章、仮名遣いなどについて、編集委員会が修正することがあります。